

委員会提出議案第4号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月25日提出

提出者

教育民生委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 小坂直親様

別紙

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

## 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる 制度の拡充を求める意見書

厚生労働省の「国民生活基礎調査（２０１９）」によると、「子どもの貧困率」は１３．５％、およそ子ども７人に１人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が１人の世帯の相対的貧困率は４８．１％と、大人が２人以上いる世帯（１０．７％）より著しく厳しい経済状況に置かれています。

２０２０年３月に策定された「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければなりません。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取組みや、学校だけでは解決が困難な事案について、関係機関と連携した支援を行うなどの取組みが今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、極めて重要であると考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイトや保護者の収入が減り、学費を払えない学生・生徒に対し、政府は、大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しましたが、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の更なる拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、２０２０年４月から、私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額が引き上げられ、いわゆる「無償化」とはなりましたが、一方で、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もあります。また、高等教育の修学支援新制度が作られ、改善・充実してきていますが、全ての大学・短期大学、専門学校が対象となっていないなど、制度の更なる緩和・拡充を求めていかなければなりません。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

#### 記

1. 全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月25日

三重県亀山市議会議長 小坂直親

内閣総理大臣	菅	義	偉	様
財務大臣	麻生	太郎	様	
総務大臣	武田	良太	様	
文部科学大臣	萩生田	光一	様	
衆議院議長	大島	理森	様	
参議院議長	山東	昭子	様	